

日本IT書紀

189 脱・工業社会

10 迅風篇
卷之二十六 草昧

佃均



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳細な内容は <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。

第百八十九

脱・工業社会

一

書かなければならないことは多いのだが、トンネルの出口が見えないまま歩くというのは、読者にとって辛いに違いない。第一、筆者も少し飽きた。

一九六九年に産業構造審議会情報産業部会がまとめた答申「情報処理施策の基本方向」は、脱・工業社会の方策を示すしたもので、情報処理産業の育成・振興が政策課題にのぼせる足がかりとなった。筆を取ったのは官房に設置された「情報産業室」で課長補佐を務めていた宮野素行である。

社会・産業の構造を分析し、その発展段階を「農業社会」「工業社会」「情報社会」の三つに整理したのはアルビン・トフラーであるとされる。

情報化社会の到来を告げたのは一九八〇年刊行の書籍『The Third Wave』（邦題『第三の波』）がそれだが、それより十年以上も前に、通産省なかんずく宮

野素行はこのことに気がついていた。

宮野は文章家で知られ、多くの報告書や政策起草書に小説家並の美文を残した。最も知られるのは「情報処理施策の基本方向」の冒頭を飾る

情報化の使者がトントンとドアを叩いている。

ではあるまいか。

政策というものは予算がついて初めて政策になる。予算を確保するには財務担当者を納得させなければならぬ。人をひきつける文章を生む力は有力な武器といっている。

この中で産業構造審議会（つまり宮野）は情報産業を「コンピューティング・パワーを用いて情報を処理・提供する産業」ととらえ、二つの区分を用意した。

- ・情報処理サービス業
- ・情報提供サービス業

である。

これがのちの「情報処理産業」の定義となった。当時想定されたサービスは次のようだった。

○情報処理サービス

マシンタイムサービス

受託処理サービス

ファイルメンテナンスサービス

○情報提供サービス

インクワイアリーサービス

情報配布サービス

データコレクション・サービス

リサーチサービス

このうち「ファイルメンテナンス」「インクワイアリー」「データコレクション」の三つは実務として行われていても、個別のサービスメニューとしては定着しなかった。OSとネットワークの高度化でシステムの標準機能に取り込まれたことに依っている。

興味深いのは、この数か月後に通産・大蔵両省の間で激しい論戦が繰り広げられる「ソフトウェア業」という言葉が全く使われていないことである。

産構審答申は、前年秋に情報処理開発センターが提出した「N I S 中間報告」を受けており、ここではソフトウェアの重要性が繰り返し強調されていた。通産省の情報産業室もそのことは十分に認識していたであろう。

にもかかわらず、産構審答申で「ソフトウェア」は付けたし、ないし、おまけのように扱われている。彼らにはソフトウェアの産業化という認識がなかったか、ということではなかった。

なぜ「ソフトウェア」を語ることが少なかったのか。その疑問は、当時課長だった平松守彦の後日談で解消した。

産業界ではソフトウェアと簡単に言えますが、法律といふのは大変硬いもので、

——ソフトウェア産業とは
——というのを法律で書くとなると大変難しい表現になります。また情報化社会というのを法律に入れるのも大変に難しく、一晚議論したことを覚えています。

議論をした相手が誰だったのか、平松は明らかにしていない。同じ通産省の官吏仲間だったのか、行政管理庁や大蔵省の担当官だったのか、計算センターやソフトウェア社の代表者たちを交えてだったのか、あるいは情報産業振興議員連盟の国会議員たちだったのか——。

次いで同年（一九六九年）十一月、第一回情報処理技術者試験が東京と大阪で行われた。この試験はのちの資格認

定を目的とするものではなく、

——プログラマーとしてどの程度の力を持っているかを知る目安。

といった感じだった。こんにち的にいうと「検定」に相当する。

いざ受付を開始すると、四万人を超える受験希望者が集まった。あわてた通産省は急遽、近隣の小学校を借り、地域通産局の職員に試験官として立ち合ってもらうなどの手配をしなければならなかった。

いずれにせよ通産省は、表向き「情報処理」と言いながら、実際はソフトウェアないしソフト産業の育成・振興に焦点を絞っていた。ソフトウェアといっても理解されなかっただけでなく、表向きの「情報処理」という言葉にさえ、世の中は強い抵抗を示していた。

現在からは想像もできないのだが、
——それはスパイ活動のことではないか。

という受け取り方をする向きがあったのだ。情報産業振興議員連盟に名を連ねた国会議員の中にも、そう理解した人がいた。

議連の結成を働きかけた中山太郎が、野党の議員から「キミはスパイを産業として育成しようというのかね」と抗議された逸話が残っている。

実際、戦争中、「情報収集」「情報員」といえば、自分を偽って敵情を調べ、秘密裏に味方に暗号化した文書を手渡す仕事というのが一般の理解だった。

官房に「情報産業室」を設ける際にも、省内で

——電子式情報処理産業室にしてはどうか。

——電子式情報産業室の方が誤解が少なからう。

という異論があったという。

電子政策課長に着任した平松は言った。

「たしかに、第二次大戦の前後まで、情報はインサイド・インフォメーションのことを意味していた。ところが現在の産業は、ポスト・インダストリアル・ソサエティである。いまや情報が社会を形成し、産業となる時代である」
ポスト・インダストリアル・ソサエティという言葉は、一九一九年生まれの世界学者でハーバード大学教授だったダニエル・ベルが、その著書で唱えた「脱工業社会」のことである。

モノの価値が物質的価値から付加価値にシフトし、知的財産やソフトウェアなど目に見えないものに価値を見出す時代が到来することを指摘した名著とされる。

平松はたいへんな読書家だった。ほとんど「乱読」といっていい。

その中で、ダニエル・ベルの著書は強い衝撃を与えた。

鉄鋼、機械、電機、石油化学、繊維といった従来型の産業、つまり「工業」にとらわれる政策は、時代遅れになってしまふ。

国際社会における日本の産業の競争力を左右するのは、「ポスト・インダストリアル・ソサエティ」への取り組みではないか。情報サービス産業の黎明期、行政サイドにこういう人物を得たのは天佑といふべきであつたかもしれない。

二

一部これまでの繰り返しになるのだが、平松守彦という人物について記したい。

「通産官僚」の代名詞ともいふべきこの人物については、すでに多くの書物が多くを語っているので、ここでは一九一九年から数年の時限で区切ることになる。

一九二四年（大正十三）の三月大分市に生まれ、いったんは九州帝国大学に入ったが東京帝国大学に入りなおし、海軍主計科の短期現役第十二期生として四年の九月に海軍経理学校に入った。卒業したとき日本が戦争に負けた。

「卒業した、というより、敗戦で経理学校そのものが消滅したんだ」

という当人の説明の方が、より正しい。

再び東京大学法学部に進み、四九年に商工省に入った。ここで佐橋滋に見出された。頭角を現したのは電子工業課課長補佐としてIBM社から持ちかけられたコンピュータ特許のクロスライセンス契約問題に立ち向かったときである。そのことはすでに書いた。

そこで、平松の情報産業振興策の原型となつた「特定産業振興臨時措置法」というものに触れておきたい。この法律は平松が終生の先輩として尊敬した佐橋滋が立案した。一九六一年のこと、外遊から戻つた首相・池田勇人が通産省企業局長だった佐橋に耳打ちした。

——OECDに入るぞ。

ある程度予測していたことだったが、首相から直接告げられたとき佐橋は覚悟を決めた。

OECDへの加盟は資本の自由化を意味していた。貿易の自由化は関税措置や輸出入手続ないしは為替の問題だが、資本の自由化は全く別の局面を生み出す。株式投資という目に見えないかたちで資金が流入し、日本企業は外資に支配されてしまうかもしれない。

「通産省がモノの行政、産業政策を通じて国力とか経済力とか言っているのが何の役にも立たなくなる。外資がきわめて小額の資本で日本の産業を牛耳る可能性だつて出て

きてしまう。そうされないためには、本質的に日本の産業界の体質を強化していかなくてはいけない。ただ外資法だけでやっていてもだめだ。何らかの形でもつていく必要がある」

と佐橋はのちに語っている。

彼が心配したのは自動車、石油、科学、機械といった日本の基幹産業だった。

「このままほったらかしておいたら、一握りにつぶされてしまう。これはそうとう頑張つて保護しなければならん」
一九六二年、通産省は「新産業秩序の形成」という政策指針を打ち出した。

日本の企業は国際的に見れば小さ過ぎ、資本基盤が脆弱であるにもかかわらず競争し過ぎる。つまり過当競争である。そこで企業の合併や提携を進め、資本をある程度集中させていく。また、産業ごとに投資を調整し合い、企業間で協調していく。自由放任でも統制経済でもない協同調整論がこうして誕生した。

「新産業秩序の形成に当たっては、政府と企業の協力によつて具体的な目標が設定され、企業はその実現に向かつて努力し、政府は企業が目標を達成する過程において、税制・金融面などで優遇措置を約するという方法が有効である」

この考え方は「官民協調方式」とも呼ばれた。

佐橋はまず「国際競争力強化法」という名前で法制化を検討した。のちに「特定産業振興臨時措置法」（特振法）と名を変えたが、産業界との調整に手間取っているうち日本はOECDに加盟してしまった。

そこで通産省は法律ではなく、行政指導による官民協調調整を推進することになる。「スポンサーなき産業振興案」と呼ばれた所以である。

この六四年四月に平松は電子工業課課長補佐から企業局産業公害課長に転進していた。佐橋の影響の直下にあったといつていい。官民協調調整論は平松の持論になった。ただし平松の場合、「スポンサーなき産業振興案」ではなかった。

——国がスポンサーになればいいではないか。

六五年鉱山局石油計画課長、六七年貿易振興局輸出保険課長という要職を経て、六九年に古巣の電子工業課に戻つた。併せて官房に「情報産業室」が設置され、平松はその室長を兼務した。

国内電子産業市場、とりわけコンピュータの輸入と資本の自由化を求める外圧はますます強まっており、それへの対応とソフトウェア開発力の強化が大きな課題だった。七月、電子工業課は改組され「電子政策課」「電子機器電機

課」に分割、さらに電子政策課に「情報処理振興班」が設けられた。のち昇格して「情報処理振興課」となる。

一九九〇年に東京で開かれた「情報法二十周年記念シンポジウム」に出席した平松は、「グローバル時代の情報のあり方」と題して基調講演を行い、その中で当時の様子を次のように述べている。

「当時はソフトといってもソフト産業ではなくてソフト洗剤かといわれた時代です。ソフト産業といってもなかなかわかってもらえないので、国会議員の先生にハードとソフトをどうやって説明するかずいぶん考えて、ピアノと楽譜に例えて話をしました」

ここでいう「国会議員の先生たち」というのは、情報産業振興議員連盟（情議連）に参集した議員たちである。情議連の事務局を担当していた情報産業研究所長の山岡剛は、のちに平松と交わした言葉を鮮明に記憶している。

平松は山岡に、次のように語った。

「一般論として、国会議員のやる議員連盟というのを官僚はみな怖がります。なんかえらい注文をされるのではないか、という感じを持つからです。しかし、私は、あの頃はやるべき事が山ほどありましたから、大いに応援してもらおうと思いました。まず先生方を全部洗脳せにゃならん。それで朝食会をやったですな」

「洗脳」などという物騒な言葉が飛び出す、そのくらいのことだ、ということなのである。平松はだれかれ構わず、与野党を問わず国会議員と見るや情報処理産業の重要性を訴え、振興・育成策の必要性を説いた。

このとき平松は四十五歳だった。社会人として脂が乗り切る時期である。まさに平松はその時期を迎えていた。だが、実は一方で体力的、精神的に相当まいっていた時期でもあった。

平松は、

「なにせ国の情報処理産業の振興・育成策の根本となる法律を作ろうとしていたときです。昼間は書類と会議、夜は業界関係者や国会議員の先生方と会って、寝付くのは毎晩、深夜の一時、二時でした。それで朝食会でしょう。飛び起きるとタクシーでホテルまで駆けつけて、話の合間に朝食をかっ込む。胃がおかしくならない方がおかしい」

としか語らないが、もう一つ、周囲に秘していた事情があった。

愛妻がガンで入院していたのだ。

三

一九六九年の八月、情報産業振興議員連盟の総合部会が

発表した「中間報告」は、平松を間接的にバックアップすることになった。中間報告は同議連が発足した一月からの調査研究と、七月に集中的に開いた部会、委員会の報告をとりまとめたものだった。

その内容は

- 一、総合調整機関の必要性
- 一、電算機に関する管理体制の強化
- 一、行政機関における各種コードの標準化
- 一、公務員の電算機研修機関の設立
- 一、政治データの機密
- 一、情報処理に関する国際協力
- 一、行政の情報化に関連した各種法令の改善整備

の七項目で成っていた。

情報処理産業ないし、民間における情報化の促進をうたったものではなかったが、情報化について政府与党が並々ならぬ関心を持っていることを示すことになった。

だけでなく、同年五月三十日に同議連に設置された「法案起草小委員会」が、八月六日の会合で「情報産業振興法」の検討に入ったことが、関係省庁の官僚に伝わったのだ。

法案起草小委員会は行政管理庁、科学技術庁、大蔵省、

経済企画庁、通産省、郵政省、文部省の担当課長クラスを召集して、議連内で検討している法案について意見を求めた。

その結果、

——公式なものではないが、政府として情報産業の長期的目標を立案すべきである。

という点で方向性の一致を見た。

平松はこれに勢いを得て、情報産業室の職員を励ました。情報処理産業振興施策の枠組みを作った。

枠組みとは、すなわち法律である。

その法律が個々の施策の論拠となる。と同時に、施策を実施していく組織を整えなければならない。

行政においては新しい部局が必要になるであろうし、外部に専門機関と業界団体がなければ円滑に動かない。何もかもをいっぺんにやろうというのだから、一人の人間がよく成すことではない。

この奮戦を支えたのは、情報産業室課長補佐だった宮野素行、行政管理庁の清正清、政治家では橋本登美三郎、椎名悦三郎、倉成正、竹下登、小淵恵三、中山太郎、産業界では石坂泰三、植村甲午郎、奥村綱雄、葦原義重、コンピュータ・メーカーでは岡田完二郎、小林宏治、情報サービス産業界では金岡幸二、塚本祐造、大野達男、服部正など

である。

ちなみに情議連が検討していた「情報産業振興法」は、当初は「情報産業開発促進法」の名で討議がスタートし、七一年七月に「情報産業基本法」、さらに七二年五月に「情報産業振興法案大綱試案」と名称を変えた。

そののち情報化施策と呼応しながら個別の法律の改正案に反映され、一九八五年に制定された「情報処理促進法」としてようやく結実した。情報サービス産業への支援策を裏付ける情報処理振興法と一対の関係にあることはいうを待たない。

補注

アルビン・トフラー Alvin Toffler / 1928 ~ 2016。アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨークに生まれ、一九四九年ニューヨーク大学を出て機械修理工兼溶接工として働いた。組合系新聞の記者となって議会とホワイトハウスを担当した。次いで「フオーチュン」誌のコラムニストを経てIBM社からコンピュータが社会や経済に与える影響についての調査を依頼された。それをきっかけにゼロックス社、AT&T社のコンサルタントとなった。

The Third Wave 邦題『第三の波』(徳山二郎監修、鈴木健次・桜井元雄共訳、日本放送出版協会)。情報化社会の到来を告げたのはその第十二章「変貌する主要産業」、第十四章「知識情報に満ちた環境」、第十五章「大量生産のあとにくるもの」の部分だった。

情報処理技術者試験の会場 当初、全国の国立大学が想定されていた。ところが大学は紛争の最中で、とても試験会場として使うどころではなかった。そこで通産省は文部省に頼み込んで小学校の教室をつかうことにしたのだが、椅子も机も大人の体格に合わず、「文字通り肩身の狭い思いをした」という。

ダニエル・ベル Daniel Bell / 1919 ~ 2011。コロンビア大学大学院を修了し「フオーチュン」誌に入り、社会考察の評論を行った。同誌編集長を経てシカゴ大学教授、コロンビア大学教授、ハーバード大学教授を歴任した。『イデオロギーの終焉』『工業社会の到来』『21世紀への予感』『知識社会の衝撃』などの著書がある。アメリカ芸術科学アカデミーのスカラー・イン・レ

ジデンスおよび同アカデミー西暦2000年委員会委員長、ハーバード大学名誉教授。

佐橋 滋 さはし・しげる / 1913 ~ 1993。岐阜県に生まれ、三十七年東京帝国大学から商工省に入った。商工省時代は省内で使用する用紙を管理する用紙課長を務め、のち通産省大臣官房秘書課長、企業局長、特許庁長官を経て通産省事務次官となった。「国家の経済政策は政財界の思惑や利害に左右されてはならない」という信念の持ち主で三木武夫が通産大臣になったとき、「佐橋大臣、三木次官」とマスコミに書かれたことがあった。終戦直後は全商工労働組合の初代組合長でもあった。

城山三郎著『官僚たちの夏』(原題「通産官僚たちの夏」週刊朝日)の主人公・風越信吾のモデルとされ、自他ともに異色官僚をもつて認じた。『官僚たちの夏』が記す風貌は「もともと怒り肩の肩をつり上げ、両手を開きかげんに振って、外股で歩く。堂々としていて、大臣室の主のようであった」「上着もネクタイもつけず、ワイシャツの襟ボタンをはずし、両腕の袖をまくり上げていた」とある。一九六〇年代の産業政策を切り盛りし、特に資本と国内市場の自由化という大問題に取り組んだ。その代表的な施策は一九六二年に打ち出した「新産業秩序の形成」という政策指針および、特定産業振興臨時措置法(特振法)である。

OECD Organization for Economic Cooperation & Development : 経済協力開発機構。第二次大戦後、アメリカのマーシャル国務長官が経済的に混乱にあったヨーロッパ各国の復興を優先すべきとする「マーシャルプラン」を提唱、それをもとに欧州十六か国でOEEC (Organization for European Economic Cooperation : 欧州経済協力機構) が一九四八年四月に発足した。のち欧州経

済の復興にめどがついたという判断のもと、六一年九月にアメリカ合州国とカナダが加わり経済協力開発機構となった。市場関税（貿易一般協定（GATT）と並ぶ多国間貿易協議の場として、ここに加盟することは世界の一流国と認知されることを意味していた。日本は一九六四年、池田内閣のとき加盟した。

協同調整論 政府が民間企業と協同して具体的な目標を設定し、その目標のために政府は特定産業に低利融資や税控除、助成金制度などの措置を講じる。そうすることで企業を一定の方向に誘導するとともに逸脱しないよう監視し、必要に応じて政府自らが経済主体として活動して積極的にその形成を図るといふ産業政策論だった。

行政指導による官民協調調整 省内通達「特振法廃案後の産業体制政策」ならびに六四年六月二十六日の通産大臣発表「特定産業振興臨時措置法案の審議未了に伴う今後の方針について」がそれに当たる。一定の条件のもとでカルテルを認め資本や技術を集ませしめ、外資に対抗し得る体質（当時「体質」という言葉がしばしば使われた）を強化していく。官民協調懇談会という組織が発足した業界もあった。

スポンサーなき産業振興案 「文芸春秋」一九六三年五月号（朝日新聞論説委員・土屋清）などによる。

日本IT書紀 189 脱・工業社会

著 者：佃 均

発行者：（特非）オープンソースソフトウェア協会
<http://www.ossaj.org/>
info@ossaj.org

発行日：2023年4月10日

本作品は2004年-2005年ナレイ出版局より刊行された「日本 IT書紀」全5分冊を底本とし、原著者が一部改定を加えたものを複数の電子書籍に再構成して CC-BY-NC-ND ライセンスにより公開します。



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳細な内容は <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。